

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

議会告示

○ 千葉県議会議員顕彰規程の一部を改正する告示

一

議会告示

千葉県議会議員顕彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

千葉県議会議長 瀧田 敏幸

千葉県議会告示第三号

千葉県議会議員顕彰規程の一部を改正する告示

千葉県議会議員顕彰規程（昭和二十六年千葉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 懲役又は禁錮に処せられた者に対するこの告示による改正後の千葉県議会議員顕彰規程（次項において「新規程」という。）第九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 この告示の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、新規程第九条第二項の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する事由によって訴追された者とみなす。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八